

公共的施設（公共施設、商業施設等）の所有者・管理者の皆さまへ

「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」 に対するご協力(区画の登録)のお願い

○和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度とは

障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など移動に配慮を要する方々が安心して外出出来るよう、県が対象者に対し公共的施設における障害者等用駐車区画の利用証を交付する制度です。

公共的施設（公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど多くの人が利用する施設）において、設置されている「車いす使用者用駐車区画」等について、和歌山県障害者等用駐車区画として登録いただいた駐車区画（「登録駐車区画」）に駐車する際に利用証を掲示することで、適正な利用かどうかを確認できるようになります。

○背景

障害のある方などのための駐車区画に対象でない方が駐車し、その区画を本当に必要とする方が利用できないといった状況が一部にあること。また、内部障害や妊婦など外見からは歩行が困難なことがわかりにくい方には使いづらいことがあることなど。

○登録のお願い

本制度の趣旨をご理解いただき、駐車区画の登録にご協力をお願いします。登録の申請書は、県のホームページからダウンロードできます。

登録いただいた施設については、県のホームページで紹介させていただきます。



○登録をお願いする区画（両方又はいずれか）

- ①車いす使用者用駐車区画（法令及び県条例で設置が義務付けられている3.5m以上幅の区画）
- ②ゆずりあい駐車区画（県条例で設置を推奨している区画。施設出入口近くの通常幅の区画）

○登録に際してお願い

- ①「登録駐車区画」であることを表示してください（コーンカバー、ステッカーを県が提供）
- ②利用証（駐車禁止除外指定車標章でも代用可としています）を掲示していない車両への指導をお願いします。（啓発チラシをワイパーに挟むなど）

○効果について

- ・障害のある方などのための駐車区画を利用できる方が明確になります。
- ・障害のある方などのための駐車区画の適正利用への理解が深まります。
- ・利用者にやさしい施設であることをアピールできます。



※ なお、他府県で交付されました同様制度の利用証を提示された方も、「和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度」の利用対象者となります。

お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課
〒640-8585（県庁専用） 和歌山市小松原通1-1
電話 073-441-2532 / FAX 073-432-5567
E-mail : e0404001@pref.wakayama.lg.jp
県ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/riyosho>

※ 様式については、県庁障害福祉課ホームページから出力してください。

別記第1号様式（第3条関係）

和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度協力駐車場登録申出書

年 月 日

届出者	主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所	〒
	名称又は氏名	
	代表者の氏名 (法人又は団体の場合)	

担当者	部署名 氏名 電話番号	
-----	-------------------	--

和歌山県知事 様

和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱(平成27年制定)第3条第1項の規定により、次のとおり障害者等用駐車区画の登録を申し出ます。

なお、登録された駐車場については、2に掲げる事項に協力します。

1 協力駐車場

		施設	車いす使用者用駐車区画数	ゆずりあい駐車区画数
1	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			
2	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			
3	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			

		施設	車いす使用者用駐車区画数	ゆずりあい駐車区画数
4	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			
5	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			
6	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			
7	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			
8	名称			
	所在地			
	用途			
	HPアドレス			

※1 「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。

※2 「用途」の欄は、①官公庁舎等、②文化施設、③医療施設、④大規模小売店舗、⑤金融機関・郵便局、⑥宿泊施設、⑦観光関連施設、⑧その他から選択し、番号を記入してください。⑧その他の場合は、具体的な用途を記入してください。

※3 和歌山県のホームページ等において、上記の表に記載された内容を紹介させていただきますので、「HPアドレス」の欄に店舗等の施設のホームページアドレスを記載してください。

※4 「車いす使用者用駐車区画数」及び「ゆずりあい駐車区画数」の欄には、登録する区画数を記載してください。

※5 欄が不足する場合は、様式をコピーしてください。

2 協力する事項

(1) 知事から交付される案内表示(コーンカバー等)を使用して、登録駐車区画を明示するとともに、利用証制度の周知に努めます。

(2) 利用証(駐車禁止除外指定車(歩行困難者使用中)標章を含む。)を掲示していない車両が駐車しないよう、適切な管理に努めます。

(3) 登録駐車区画の周辺に物が置かれる等、障害者等の車両の乗り降りに支障が生じることがないよう、駐車場の安全に配慮して適切に管理します。